

令和 7 年 1 月 25 日

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者の指定の効力停止について

佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年 4 月 1 日管理規程第 4 号）第 9 条の規定に基づき、令和 7 年 1 月 25 日付けで、下記のとおり指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止しました。

記

被処分者	指定番号 第 230 号 住所 大川市大字下林 400-1 名称 成生建設株式会社 代表者氏名 鍋嶋 正人
処分の内容	指 定 の 停 止 ( 令和 7 年 12 月 25 日から令和 8 年 6 月 24 日 まで 6 月 )
違反行為の根拠規定	水道法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号及び第 6 号 佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程第 8 条第 1 項第 2 号及び第 7 号
処分の原因となる事実及び理由	・量水器を設置せずに通水を行い、不正に水道を使用していた。 ・企業団からの顛末書提出の求めに対し虚偽の報告を行った。